

「令和元年度第2回中小企業のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 菅弁護士・林弁護士・今田弁護士が「組合員管理にまつわる法律問題」について講演～

大阪府中央会では去る7月4日（木）、マイドームおおさかにおいて「令和元年度第2回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は40名でした。講演のテーマは「組合員管理にまつわる法律問題」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する菅聡一郎弁護士、林尚美弁護士、今田早紀弁護士。

講演は、まず組合の基準等の確認と講演全体の構成についての説明がなされた後、本題に入りました。本題では、(1)組合員の加入にまつわる問題、(2)組合員の脱退にまつわる問題、(3)組合員名簿の重要性、(4)特殊な問題等それぞれの項目について詳細な説明があった後、「協同組合を運営していくうえで組合員の加入・脱退への適正な対応や組合員の最新の情報をきちんと把握し、管理する事が重要です。」と強調されました。また、参加した組合事務局の方に向けて、「組合員の加入・脱退や組合員名簿を通じた組合員管理を適正に行うには事務局の方の嗅覚にかかっています。何か少しでも違和感を感じたら、中央会や専門家にすぐに相談をし、未然にトラブルを防ぐ事が大切です。」と、今回の講演を締め括られました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後こうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

